

茨城県中小企業団体中央会第 68 回通常総会表彰実施要領（抜粋）

1. 目的

茨城県中小企業団体中央会（以下「茨城県中央会」という。）第 68 回通常総会において、県内の組合等、同組合等の役職員、茨城県中央会の役員を表彰することで、組合等の振興発展と中小企業の組織化の推進を図ることを目的とする。

2. 表彰の対象、区分及び種類

（1）表彰の対象

表彰の対象は、茨城県中央会の会員である事業協同組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、その他の組合及び団体等（以下「会員組合等」という。）、同組合等の役職員、茨城県中央会の役員とする。

（2）表彰の区分及び種類

表彰の区分及び種類（対象者）は次の通りとする。

1) 【区分】茨城県知事表彰（以下「知事表彰」という。）

【種類】① 優良組合等（会員組合等）

② 組合等功労者（会員組合等の役員）

2) 【区分】茨城県中小企業団体中央会会長表彰（以下「中央会会長表彰」という。）

【種類】① 優良組合等（会員組合等）

② 組合等功労者（会員組合等の役員）

③ 組合等永年勤続事務局職員（会員組合等の事務局職員）

④ 中央会役員功労者（茨城県中央会の役員）

※④は推薦の対象外

3. 表彰の方法

茨城県中央会の第 68 回通常総会において、茨城県知事及び茨城県中央会会長から被表彰者に対して表彰状に表彰額を添えて授与する。

4. 推薦・選考の基準

知事表彰及び中央会会長表彰の選考基準は次のとおりとする。

（1）知事表彰の選考基準

① 優良組合等は、次の各号の全ての要件に該当する組合等の中から中央会会長が選考し、茨城県に下付申請する。なお、会員組合等の自薦を可とする。

ア 令和 5 年 1 月 1 日時点において、組合等設立後 15 年以上（組織変更を行った組合等にあっては、変更前の年数と合算して 15 年以上）経過し、かつ、茨城県中央会に 15 年以上加入していること。

イ 過去に中央会会長表彰を受賞していること。

ウ 組合員等の事業経営のため必要な共同事業を行い、その業績が顕著であること、又は、先進的な取り組みや地域社会に貢献する取り組み等の特徴的な事業活動を行っていること。

エ 組合等の組織運営が適切良好であること。

オ 組合等の事業実績・財務内容が堅実である（直近年度決算において、次期繰越損失がない）こと。

カ 企業組合にあっては、その事業が健全に運営され、組合員の就労の場の確保や地域社会に貢献する取り組みを積極的に行っていること。

② 組合等功労者は、次の各号の全ての要件を備え、組合等から推薦のあった者の中から中央会会長が選考し、茨城県に下付申請する。なお、組合等の中で選考基準に合致した者が複数いる場合は、その中から 1 人を中央会に推薦する。

ア 令和 5 年 1 月 1 日時点において、10 年以上組合等の役員であること。

イ 中央会会長表彰を受賞していること。

ウ 組合等の振興発展に寄与した功績が顕著な者であり、他の範とするに足る者であること。

エ 組合員からの信頼が厚く、人格、識見とも卓越し、過去において刑罰に処せられたことのない者であること。

(2) 中央会会長表彰の選考基準

① 優良組合等は、次の各号の全ての要件に該当する組合等の中から選考する。なお、会員組合等の自薦を可とする。

ア 組合員等の事業経営のため必要な共同事業を行い、その業績が顕著であること、又は、先進的な取り組みや地域社会に貢献する取り組み等の特徴的な事業活動を行っていること。

イ 組合等の組織運営が適切良好であること。

ウ 組合等の事業実績、財務内容が堅実である（直近年度の決算において、次期繰越損失がない）こと。（設立後2年以内の組合等を除く。）

エ 企業組合にあっては、その事業が健全に運営され、組合員の就労の場の確保や地域社会に貢献する取り組みを積極的に行っていること。

② 組合等功労者は、次の各号の全ての要件を備え、組合等から推薦のあった者の中から選考する。なお、組合等の中で選考基準に合致した者が複数いる場合は、その中から1人を中央会に推薦する。

ア 令和5年1月1日時点において、組合等の役員であること。

イ 組合等の振興発展に寄与した功績が顕著であり、他の範とするに足る者であること。

ウ 組合員からの信頼が厚く、人格、識見とも卓越し、過去において刑罰に処せられたことのない者であること。

③ 組合等永年勤続事務局職員は、次の各号の全ての要件を備え、組合等から推薦のあった者の中から選考する。なお、組合等の中で選考基準に合致した者が複数いる場合は、その中から1人を中央会に推薦する。

ア 令和5年1月1日時点において、満10年以上勤続する者であること。

イ 職務に精励し、組合等の円滑な業務遂行に寄与し、責任感旺盛で、人格、識見とも優れ、他の範とするに足る者であること。

5. 推薦書の提出

知事表彰及び中央会会長表彰の推薦には、次の書類を中央会会長に提出しなければならない。

(1) 優 良 組 合 等 ①優良組合等推薦書（様式1）

②定款

③直近年度の事業報告書及び決算関係書類（設立後1年未満の組合等は免除）

(2) 組 合 等 功 労 者 ①組合等功労者推薦書（様式2）

②履歴書（様式4）

(3) 組合等永年勤続事務局職員 ①組合等永年勤続事務局職員推薦書（様式3）

②履歴書（様式4）

6. 被表彰者の決定

(1) 知事表彰の被表彰者の推薦は中央会会長が決定し、茨城県に下付申請を行う。

(2) 中央会会長表彰の被表彰者は中央会会長が決定する。

7. 被表彰者の提出書類

以下の被表彰者は、決定後ただちに次の書類を中央会会長に提出しなければならない。

(1) 優 良 組 合 等 同意書（様式5、様式6）